

鶴ヶ島市立西中学校 いじめ防止等基本方針

～ 生徒ひとりひとりの思いやりの心を大切にするために ～

H 2 7 . 4 . 1
 H 2 8 . 4 . 1 改訂
 H 3 1 . 4 . 1 改訂
 R 2 . 4 . 1 改訂

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止等に関する基本理念

- ①いじめは、すべての児童生徒に関する問題です。また、決して許されないことであり、どの学校、どのクラス、どのグループ、どの子どもにも起こりうるものである。
- ②いじめが、いじめを受けた生徒に深刻な影響を及ぼす許されない行為である事を、生徒が十分に理解し、自らいじめの防止に取り組むような対策を行う必要がある。
- ③学校、地域、家庭、その他の関係機関が、連携・協力しいじめの問題を克服していかなければならない。

いじめの未然防止

- ①学校の教育活動全体を通じて、「いじめは決して許されない」ことを理解させる。また、自他を大切にし、自主的な活動を高めるためには、学習活動や体験活動を通し、自尊心を高め、自己有用感が持てるようにしなければならない。
 - ・各授業における「学び合い活動」の推進
 - ・学校行事、学年行事の充実
 - ・特別活動、生徒会活動、部活動の活性化
 - ・給食活動、清掃活動の活性化
- ②人の心の痛みが分かり、他人を思いやることのできる豊かな心の育成を推進する。また、生命尊重の精神をはぐくむと共に、人権意識の高揚を図る。
 - ・道徳教育の充実
 - ・人権教育の充実
- ③インターネットや携帯電話等によるいじめを防止するために、生徒だけでなく保護者も含めて、情報モラル教育の徹底を図る。
 - ・学活や技術科の授業
 - ・スクールサポーター等による講演会
 - ・啓発用リーフレットの配布
- ④社会全体で見守る体制を構築するために学校と地域や保護者と組織的に連携し協働する体制を構築する。
 - ・小中連携
 - ・真善美会や後援会との連携
 - ・第4地区青少年健全育成協議会との連携
 - ・地域交流フェスティバルの充実

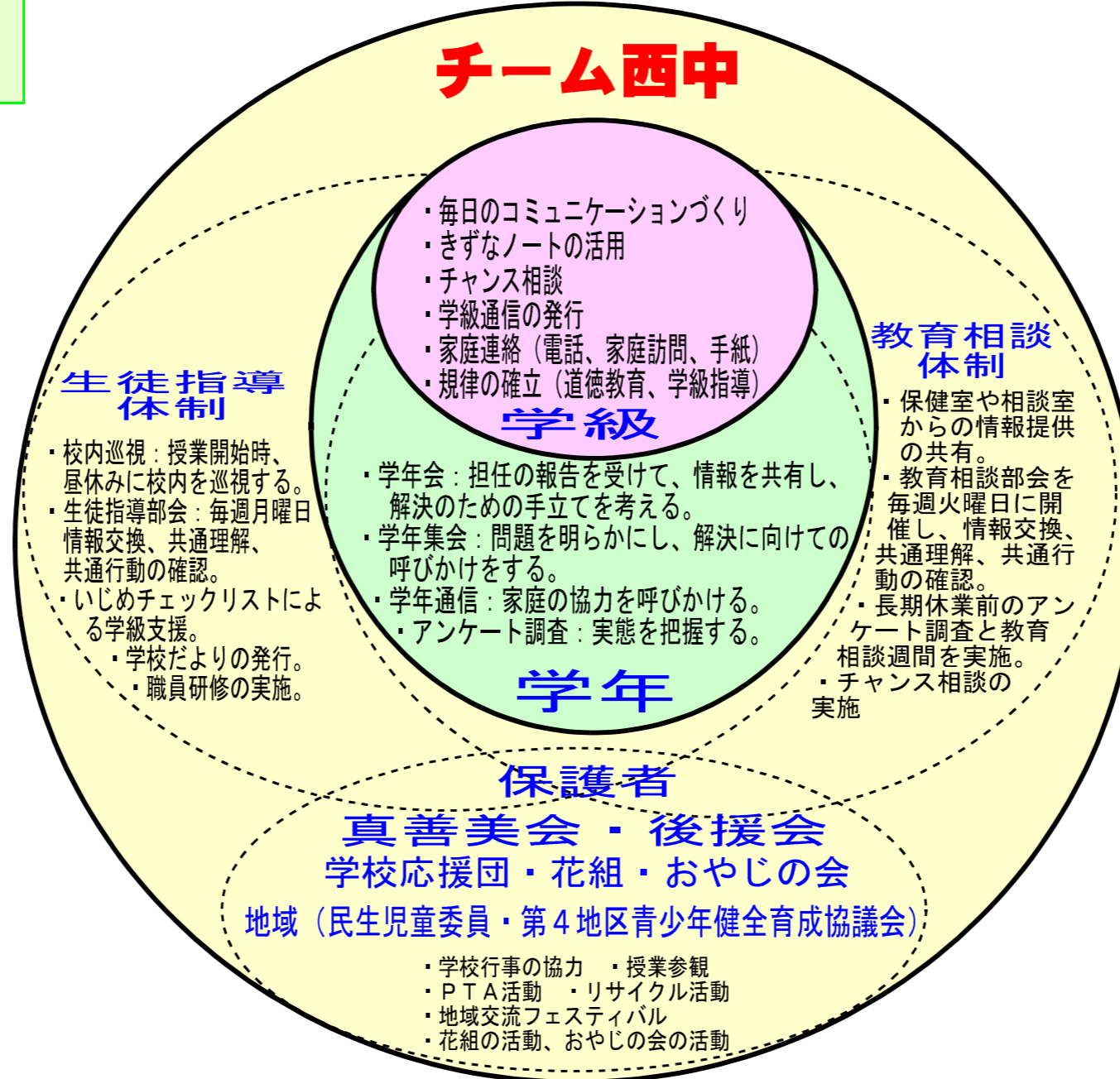
学校教育目標

『心豊かで 夢の実現に向けて 全力で努力する生徒』

真：自ら学び 正しく判断し 行動出来る生徒 (知)
 善：公共心と思いやりの心を持つ生徒 (徳)
 美：心身ともにたくましい生徒 (体)

授業に燃える 行事に燃える 部活動に燃える 西中生
 母校を誇りに思い、仲間を大切にできる 西中生

いじめの早期発見



いじめ防止等に関する基本的考え方

- ①いじめを未然に防止するために、学校教育全般を通じて、豊かな情操や道徳心、お互いを尊重し合える態度、規範意識や自治意識等を育成しなければならない。
- ②いじめを早期に発見するために、積極的な生徒指導・教育相談体制を整備しなければならない。
- ③いじめに対し迅速に対応するためには、学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致団結して対応する体制で臨まなければならない。また、関係諸機関と連携し取り組む。
- ④いじめが確認された場合は、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案によっては、関係機関との連携する。
- ⑤社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校と地域及び家庭が組織的に連携し協働する体制を構築する。

いじめの早期対応

いじめ防止対策委員会

《組織》

校長（全体の指揮・監督）
 教頭（渉外・実行の支援）
 教務主任（会議設定）
 学年主任（対応の実行指揮）→学級担任
 生徒指導主任（司会・対応計画）
 生徒指導・教育相談担当（対応の実行）
 養護教諭
 スクールカウンセラー
 さわやか相談員（巡回相談員）

《対応の流れ》

- ①迅速、慎重に事実確認を行う。（保健室、相談室等の情報）
- ②いじめられている生徒を守る体制をつくる。
- ③加害・傍観・観衆の立場にあった者に、いじめを認識させ、相手の苦しみ、悩み、心の痛みに気付かせる。
- ④関係した生徒の保護者と連絡を取り、事実を正確に伝える。
- ⑤いじめに対する具体的な対策を示し、保護者の理解と協力を求める。
- ⑥いじめられている生徒の心のケアを継続し、自立に向けて支援する。
- ⑦緊急に職員会議を開催し、いじめに対する基本姿勢、重点事項、予防のための対策等を見直し対応を修正強化する。
- ⑧いじめられた生徒に対する継続的な支援を家庭と連携しながら進める。
- ⑨いじめられた側の生徒と定期的に面接を実施して、心の変容をつかみ、好ましい人間関係づくりが円滑になるよう支援する。
- ⑩市教育委員会と連絡を密に取り指導を仰ぐ。必要により他機関と連携を図る。
 （鶴ヶ島市いじめ防止等基本方針、重大事態の対応等）